論文

中世盛期フランス王国の慣習法文書

一 北東フランスを中心として 一

鈴木道也

I. はじめに

最近刊行された「新しいフランス中世史」叢書の中でバルテルミーは、12世紀から13世 紀にかけてのフランスを「諸侯領の時代(temps de principautés)」と表現した(*) このよ うな表現を、終始王権が拡大したとされるこの時期に充てることは一見矛盾しているよう に思われる。 王権の拡大を端的に示す王領地の拡大は、同時に諸侯領の「蚕食と破壊」(2)を 意味しているからである。しかしながら、こうした王領地の拡大は封建制に則った主従制 の論理を貫徹することで初めて実現された。それゆえ、諸侯領が王領に併合されるか否か といった問題は、家臣義務違反や相続人の欠如あるいは女子相続人の婚姻などの事態にお いてのみ顕在化したのであり、少なくともそれまでは、諸侯屬によって統治される各諸侯 領こそフランス王国を実質的に構成する政治的統一体であった。国王を頂点とする封建的 階層序列にこの時期諸侯層が組み入れられたとしても、それが直ちに国王による全人民支 配を意味していなかったことは良く知られている。また、諸侯領の併合を経て後に実現す るフランスの統一が、実際には諸侯領の多様な構造をそのままフランス王国の地域的多様 性として抱え込んでいく過程であったことを考えあわせるなら、諸侯並びに諸侯領が果し た歴史的意義の大きさ、そしてバルテルミー発言の妥当性がここに理解されよう。さらに、 今ここで取り上げている諸侯領が、カロリング王権解体期の過渡的形態たる「前期型」諸 侯領とは質的に異なっていること、即ち王権崩壊後自立的支配圏を構成していた城主支配 領域を改めて掌握することによって築き上げられたものであったことを想起する時、その 意義は一層明確になるであろう.

ところで、我々が諸侯領を問題にする場合、諸侯が行使した統制権の内容から、二つの 視角を設定することが可能であろう。諸侯 — 中小領主関係と諸侯 — 領民関係の二つがそれであり、領域的に見れば両者は諸侯領内においてそれぞれ中小領主層の支配領域と、諸侯の直轄領を構成する。近年の地域史研究は前者、即ち「レーン制的紐帯に依拠しつつ実現される」諸侯統制権について豊かな実証的成果を生み出しつつある。 それでは後者、即ち諸侯領の政治的・経済的基盤たる直轄領において、領民に対して行使された諸侯統制権の内実はいかなるものであったのだろうか。本稿は、かかる諸侯統制権の一側面を「慣習法文書」の名で総称される文書史料の分析を通じて明らかにすることを目的とする。この

文書は「一つの集落もしくは集落のグループの住民に多様な性格・内容を含みうる特別の権利を認可した,領主によって布告された文書」と定義されるが, さしあたっては文書授与に携わる領主層の多くを諸侯層が占めていること,またほとんどの文書が12世紀から13世紀に授与されていることなどの点から,当該期における諸候 — 領民関係の,法的側面での新たな展開を客観化したものと見なしうるのではないかと思われる.

こうして我々は、国制史的な観点から出発して、諸侯一領民関係の解明が必要であること、そして慣習法文書がその法的側面を照射し得る可能性をもつことを指摘した。ところが一連の慣習法文書研究は、全く異なる観点から始められ、。また上述の如き問題関心の下に置かれることがなかったにもかかわらず、既に慣習法文書に現れる諸侯層の政治的意図を指摘するに至っている。かかる到達点を代表するのがジェニコであろう。神聖ローマ帝国領内の一諸侯領であるナミュール伯領の慣習法文書に関する研究から彼は、慣習法文書の授与と諸侯領の形成が密接に結びついていると主張した。この時主張の根拠は三点挙げられている。先ず第一に伯だけが慣習法文書を授与しており、伯が文書普及の主導権を握っていること、第二に文書を受領した集落が伯権力の不安定な地域に集中していること、第三に文書が全て伯領の首邑都市であるナミュールの法を内容とするものであること。こうしてナミュール伯は慣習法文書の授与を通じて修道院や貴族といった反対勢力を抑止し、伯領の法的統一を意図したのだと言う。加えて彼は、文書内容ならびに受領集落の政治的・経済的状況についての分析を通じ、従来の研究が重視してきた文書授与の経済的動機についてはこれを完全に退けている。

諸侯統制権との関連でこの文書を取り上げる本稿の意図からすれば、こうしたジェニコの見解が出発点とされるべきである。その場合、フランス国王内の慣習法文書の検討によって得られた知見を、彼の見解と照らし合わせる作業が必要であると思われる。フランスにおいて良く知られた慣習法文書といえば、我々は直ちに「ロリスの特許状」や「ボーモン=タン=ナルゴンヌの特許状」の名前を挙げることが出来る。それは、こうした特許状が北東フランス地方に在る複数の諸侯領下の数多くの集落に普及したという事実による。 例えばかかる事実は、ジェニコが提示した枠組の中でどのように位置付け得るのであろうか。そこで以下では、先ずフランス王国における代表的な慣習法文書が、どのような状況にある集落に対して、如何なる内容を持つものとして授与されたのかについて確認したい(I)、次いで、慣習法文書普及の具体的な在り方をみていきたい(II)、これらの検討を通じ、ジェニコの見解の当否を改めて問い直すことによって、フランス王国における慣習法文書の普及が持つ政治的意義を明らかにし、12・13世紀における諸侯一領民関係について、その法的側面から一つの見通しを得たいと考えている。

註

- D.Barthélemy, L'ordre seigneurial XI°-XII° siècle; Nouvelle histoire de la France médiévale, vol.3, Paris, 1990, p.248.
- (2) 渡辺昌美「12・13世紀の西ヨーロッパ諸国 二 フランス」『岩波講座 世界歴史』10,岩波書店,1970 年、282頁。
- (3) 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』,東京大学出版会,1992年,192頁。
- (4) J.Schneider, Les origines des chartes de franchises dans le royaume de France, Les libertés urbaines et rurales du XI^e au XIV^e siècle. Colloque international, Spa 5-8 IX 1966, Bruxelles, 1968, p.31. 山田雅彦訳「フランス王国におけるフランシーズ文書の起源」森本芳樹編『西洋中世における都市と農村』,九州大学出版会, 1987年, 123-63頁。
- (5) 領主支配への反作用たる領民側の抵抗、そしてその成果としての特権の獲得がどのように行われたのか、という観点から慣習法文書研究は始められた。慣習法文書を巡る詳細な研究史については、斉藤絅子 「西欧中世慣習法文書の研究」、九州大学出版会、1992年、4-9 頁参照。
- (6) L.Genicot, Recensements et tableaux et carte plutôt que des idées. L'exemple des chartes de franchises dans le comté de Namur (conférence à Université de Kyusyu, 1982) (斉藤絅子訳「思いつきりよりも調査と図表をーナミュール伯領における慣習法特許状ー」森本芳樹監修『歴史学の伝統と革新一ペルギー中世史学による寄与一』,九州大学出版会、1984年、127頁」)
- (7) 領民側の利害を基幹にすえる視点から、領主の主導的側面を強調しようとする視点へとその方向を転換してきた慣習法文書研究は(斉藤絅子,前掲書,4頁)、視点の如何に関わらず文書授与を12世紀に始まる全般的な経済発展に裏打ちされた新しい領主 領民関係と結びつけて論じてきた。この点については、G. Duby(ed.)、1' Histoire de la France rurale, t. 1, Paris, 1975 における G. Fourquin の総括 (pp. 377-547)を参照。
- (8) ボーモンの特許状に言及しているものは数え切れないが、この特許状の分析を主眼とした研究としては 以下のものが挙げられよう。E.Bonvalot, Le Tiers-Etats d'après la charte de Beaumont et ses filiales, Paris, 1884 (Reprint: Geneve, 1975) (以下 E. Bonvalot, Le Tiers-Etats. と略記); M. Walraet, Les chartes-lois de Prisches (1158) et de Beaumont (1182) Contribution à l'étude de l'affaranchissement des classes rurales au XIII° siècle, Revue belge de philologie et d'histoire, 23, 1944, pp. 127-62 (以下 M. Walraet, Les chartes-lois. と略記): M.Walraet, La charte-loi de Beaumont en Argonne, Virton, 1942 (以下 M. Walraet, La charte-loi. と略記); W. Mass, "Loi de Beaumont" und Jus Theutonicum. 1939, pp. 209-26; S.Gaber, La loi de Beaumont et l'affranchissement de Carignan (1213), Pays sedanais, 1977, pp. 60-66; H.Collin, La charte de Beaumont et le pays d'Argonne, Horisons d' Argonne, 45, 1982, pp.3-12; ところで, 近年ボーモンの特許状起草800周年を記念して編まれた論文集 La charte de Beaumont et les franchise municipales entre Loire et Rhin ; Actes de colloque organisé par l'Institut de recherche régionale de l'Universite de Nancy, Nancy, 1988 (以下 La charte と略記). では,近年の研究成果を踏まえて慣習法文書の地理的・年代的普及状況についての俯瞰図を得る事を目的 としており、ボーモンの特許状そのものについての検討は行われていない。また、ロリスの特許状につい ては M.Prou, Les coutumes de Lorris et leur propagation au XII et XIII sièacle, Revue historique de droit franvais et etranger, t. 2, 1884, pp.139-209, t. 3, 1884, pp.267-320, t. 4, 1884, pp.442-457, t. 5,

1884, pp.523-556 (以下 M. Prou, Les coutumes と略記). が代表的であるが,我が国でも森山軍治郎「慣 習法特許状の政治的意義 -- ロリス特許状とカペ王権 -- 」「北大文学文学紀要」21号(1),1973年,101-51 頁. がある. 氏の研究は、ロリス特許状の授与を通じてカペー王権が自らの直轄領を拡大する過程を、主 として領主制的な観点から詳細に描きだしている.

II 慣習法文書授与の背景とその内容

以下では、慣習法文書の典型と見做され一般的性格を規定してきた上記「ロリスの特許 状|と「ボーモンの特許状」に加え、同時期、同じ北東フランス地方にあってクーシー領 主ラウールが作成し、複数の集落に普及した「ヴェルバンの特許状」を取り上げ、この三 文書を検討する。ヴェルバンの特許状は普及範囲では前二者に及ばないが、普及に際し単 一の領主家系が排他的な主導性を発揮しており、比較的な観点から検討に加えるのが相応 しいと思われる。この三つの特許状について、授与の対象となった集落が置かれていた政 治的・地理的状況を考慮しつつ文章内容全体を比較検討することで、文書相互の同質性と 異質性を明らかにし、普及過程をたどる次節へのてがかりとしたい。

(1)「ロリスの特許状」の場合

ロリスを中心とするガティネ地方の諸集落は、11世紀後半のフィリップ一世によるガ ティネ地方制圧後に建設されたものであるが、パリからオルレアンに達する交易ルートの 途上に位置しており、常に政治的安定が希求されていた。更に、12世紀初頭のティボー・ ル・グランのシャンパーニュ伯即位は周辺からガティネ地方を脅かすことになった。 加え て,集落の支配権を巡っても,ガティネ地方南部に広大な散在所領を持つ有力な聖界領主 サン=ブノワ修道院との間に対抗関係があったことが指摘されている。こうした状況の中 で特許状は作成されている。全35条からなるこの特許状の内容について以下見ていこう。

先ず当地を巡る聖界領主との対抗関係に関して、サン=ブノワ修道院が当集落に対する 一切の裁判権から排除されることを規定する(十分の一税やサンスの違反に関する場合を 除く)[Lorris:31]。この規定によって国王は修道院勢力を単なる土地領主の地位に引き下 げる。そうすることで、住民の紛争の際に生じ得る裁判管轄権をめぐる修道院との紛争を 未然に防ぐことを意図している。諸賦課については、ターユ・バナリテは廃止され[Lorris: 9] [Lorris: 24], 軍役も制限が加えられるなど[Lorris: 5] 概ね領民に有利な規定を持っ ている。さらに18条では一連の特権がロリスの教区に移住して一年と一日を経た者に対し て与えられることが明確に記されている「Lorris:18]. 同様の規定はヴェルバンには見 られるが [Vervin:15] ボーモンには存在していない。この条項は特許状の授与によって、 他領からの人口流入が起こり得ることを領主である国王自身が意識したことを意味してい る。もっともこうした領主制的賦課について見た場合、住民が享受する特権はそれほど多 いものではない。マルモントやフォルマリアージュについて、また定率地代や規定外賦課 について、その徴収を禁じた条項(ヴェルバンの特許状では24、25、12条でそれぞれ規定) は確認されない。一方で目立つのが、商業・交易関係条項の充実である。売買税・流通税・ 酒税・通行税の免除 [Lorris: 2], 入/出市税の定額化 [Lorris: 20], 定期市/週市に参 加する外来者の身分保護[Lorris: 6]という一連の規定は、当地の自由な商業活動を保障 するものであった。パリとオレルアンの間に位置し、活発な交易が期待されるガティネ地 方の地理的位置に由来するものであろう。

住民にある程度の諸特権を認めつつ、さらに当地が交易拠点として発達することを意図 した特許状は、他方住民が主体的に集落の統治に参加することには消極的であったと言え る。特許状においては、集落の自治組織に関する言及は一切なされていない。このことは 後のボーモンやヴェルバンの特許状と比べれば顕著である。もっとも、村方役人の選出を 住民側に委ねる条項が存在しているからといって、それが直ちに集落の自治を全面的に保 障するものであるとは言えない。この点については、ボーモンの特許状を検討した次項で 言及する.しかしロリスの特許状では規定そのものが見られない.集落の管理は国王によっ て当地に派遣されるプレヴォに大きく委ねられていた、特許状は、住民の裁判が当地のプ レヴォに委ねられるべきことを示し[Lorris: 8], プレヴォが罰金の徴収に当たるととも に、彼らに対しその一部を自らの収入に当てることを認めている「Lorris: 7]. 任期につ いては規定されていないが、就任する度ごとに諸慣習を厳守する旨の誓約を国王に対して することが課されているから[Lorris:35](4), 国王がこのプレヴォを介して効果的な集落 統治を意図していたことは明白であろう。

こうして我々は他文書との比較からロリスの特許状の特徴として次の点を指摘しうる。 まず第一に、当地の裁判権について国王の優越性を主張しており、第二に、住民に与えら れた諸特権は当地の商業的発展を中核とする人口増加を特に意図したものであった。第三 に、当地の住民が自治的な司法組織を持つことは認められておらず、住民統制という点に 関しては国王役人プレヴォの機能が全面に押し出されている。

(2)「ボーモンニタンニナルゴンヌの特許状」の場合

ランス大司教領においては, 辺境地域特にリュクサンブール伯領と境を接する北辺のア ルデンヌ地方に複数の城砦が築かれていた。これら防衛城砦のネットワークを補完する目 的で、ランス大司教アダルベロンが後方の山間に位置するかってのカストルムの場所に10 世紀末に建設した新しい軍事施設、これがボーモン=タン=ナルゴンヌの基礎となる砦で あった. 1182年にこの地に新たに築かれた集落に対して,後に多くの集落に普及すること になる慣習法文書が作成された。ランス大司教「白い手」のギョーム(Guillaume aux Blanches-Mains) によって作成された「ボーモン=タン=ナルゴンヌの特許状」がそれで ある. この1182年は、大司教の居所であるランスにおいてコミューヌ運動が活発化した時 期にあたる。コミューヌ運動は、前任大司教にしてルイ七世の兄弟アンリ(Henri de France)の下で活動を停止されていた自治的司法組織エシュビナージュの復活を求めるもので あった。運動は大司教からエシュビナージュの再開を認める特許状を獲得した。 こうした 状況の中で「ボーモンの特許状」は授与されている。特許状は58条から構成される。条項 数が多いように思われるが、多くは罰金額等を記した刑法関係の規定に充てられており、 それを除けば言及対象において他の特許状との差はそれほどない。

先ず住民が果すべき諸賦課に関して目を引くのは、バナリテと軍役奉仕に関するものであろう [Beaumont:5] [Beaumont:56]. ヴェルバンの特許状 [Vervin:7], ロリスの特許状 [Lorris:24]で廃止されるバナリテはボーモンでは維持され、パン焼き窯の使用に際しては24個につき1個のパンを、また水車の使用においては、小麦20スティエ挽く毎に1スティエを領主に支払うことが定められている。 軍役奉仕については、ボーモンの住民は集落から徒歩で往復一日以内の範囲で(領主による要請があった場合には何度でも)守護軍役(exercitus)を行うことになっている。 ロリスの特許状では、往復一日程度と期間が決められてはいるものの戦闘軍役(expeditio)を果すことが期待されていたこと [Lorris:3]と比べれば、この規定はボーモンの辺境城砦としての性格を表している。またヴェルバンの特許状では、住民が1日分の費用を負担する軍役については年間5回、往復1日程度の軍役については住民の負担で年間1回と回数が制限されており [Vervin:6]、回数に制限の設けられていないボーモンでは、住民の果す軍役奉仕の役割が未だに重視されていることを示している。

次にボーモンの特許状では、耕地の拡大や交易地としての当地の発展に作成者が期待を寄せていることを伺わせる条項がある。先ず、十分の一税額を記した条項[Beaumont: 4]では、既耕作地では12ゲルブにつき 2 ゲルブを税として払わなければならないのに対し、新開墾地では14ゲルブにつき 2 ゲルブに減額されている。この種の減額規定はボーモンのみであり、ロリスやヴェルバンの特許状では開墾地に関する言及そのものが存在していない。一方、売買税(teleneo)が廃止されていることから見て当然市場の存在も窺われる[Beaumont: 2]。しかしボーモンでは、ロリスやヴェルバンに比べ商業・交易関係の条項数が少ない(ボーモン-2/58ヴェルバン-5/50ロリス-6/35)(9) このことは、特許状作成者が相対的に市場の発展に関心が低かったこと、また発展に見合うだけの成長を市場が遂げていなかったことを物語っていると思われる。それゆえボーモンでは、差額十分の一税の規定に見られるように商業発展よりもむしろ農業発展が促されたのであろう。

ところでボーモンの特許状の大きな特徴は、その刑法関係条項の多さにある。全58条項中、犯罪者の立証方法・罰金等について記した条項は30を数え、ロリスでこの分野に関するめぼしいものとして、僅かに罰金額の軽減を規定した条項[Lorris:7]が存在する程度であるのに比べると、その差は歴然としている。数の多さばかりでなく、その内容においても幾つかの特色が見出せる。先ず第一にボーモンではその判決の殆どが罰金刑であり、またその徴収額も高額である点が挙げられる。第二に、徴収される罰金は領主と集落役人

(または被害者) との間で分割されるのであるが、配分比に関しても、平均して76%という高い割合で領主に分配されている。 第三に、ボーモンでは領主が上級裁判権を留保することが明記されている [Beaumont: 18]. $^{(11)}$

最後に、ボーモンの際立った特色として度々取り上げられる住民組織に関する規定につ いて述べておきたい,ボーモンでは,メールやジュレといった村方役人が,「汝ら全ての同 意をもって選出される」とされている [Beaumont:9]. 従来この条項は,ボーモンにお いては今後住民によって選出される役人の働きによって、住民利益が保護されるように なったこと、即ち領主側の集落統治に強い制限が加えられるようになったこと、を示す画 期的なものであると評価されてきた。12 確かに領主側はメールの任期を一年とすることで その刷新を促している。 しかし、役人選出に関する同様の規定はヴェルバンの特許状に おいても見出される[Vervin:13]。それゆえボーモンの特許状のかかる規定はことさら特 徴として指摘するまでにはいたらないと思われる。加えて、当該特許状ではメール以外に も多くの集落役人の存在が知られているのであるが、彼らはむしろ領主側の意図を反映す る役人と見なしうるのである。例えば、葡萄園・耕地の監視にあたる役人 (custos) や、そ の機能は明確ではないが大司教によって派遣される複数の ministrales なる役人の存在 $[Beaumont: 42]^{(14)}$ また,城砦ボーモンの防衛に充てるための費用を決定する機関を二 名のジュレとともに構成する大司教の代理人の存在などがそうである。 ボーモンにおい て特徴的に認められるこうした役人を通じ、住民側の自治的な政治組織を認めながらも、 特許状授与者による効果的な住民統制が意図されたのではないかと思われる。160

上記の検討からボーモンの特許状については次のような特徴が指摘されよう。先ず第一に、当地の城砦としての性格に基づき住民の守護軍役を確保しつつ、第二に(相対的に見れば決して豊富な内容を持つわけではないが)諸特権を与えることで集落の農業的発展を促し、第三に住民側の政治組織を認めながらも、依然として複数の領主役人を通じた集落の統制を意図している。また多くの刑法条項は、授与者であるランス大司教の上級裁判権者としての性格を明らかにしていた。こうした内容を持つボーモンの特許状は、しかしながらその後ランス大司教によっては、ボーモンに近接する北方の複数の集落に授与されたことが知られているのみであり、彼が普及の中心者となることはなかった。にもかかわらず、この特許状を母法として「ボーモンの諸慣習や自由」を領民に認めた慣習法文書は凡そ500の集落に知られている。普及過程で大きな役割を果したのはシャンパーニュ伯、バール伯、ロレーヌ公、リュクサンブール伯などの有力世俗諸侯層であった。この点を最後に確認しておきたい。

(3)「ヴェルバンの特許状」の場合

1163年にクーシー領主ラウール一世の手によって「ヴェルバンの特許状」が授与されるヴェルバンは、南西のクーシー、北のラ=フェール、東のマルルという三つの城砦に囲ま

れたフランス北東部クーシー地方のその北東端、オワーズ川の支流ヴィルピオン川のそば に位置する集落である. この集落について特許状授与以前に史料的に確認されるのは, 近 くの修道院に対し当地の十分の一税とサンスが賦与されていた事ぐらいである。 しかし ながら、1160年から1185年にかけ、クーシー地方に対し北辺からフランドル伯あるいはエ ノー伯による度重なる侵攻が行われていること、そして実際1167年にはクーシー領主ラ ウール一世が封建関係を取り結んでフランドル伯の影響下に入ることを強いられているこ となど, 北辺の諸侯への強い脅威の中で作成されたことは明らかである(18) また, 特許状 の内容から、この地が既にかなりの商業的発展を遂げていたことが確認される。というの も、流通税の定額化を規定した条項の中で特定の品目名を挙げ、それらについては特に流 通税を免除しているのであるが、そこに挙げられた品目は、加工用の金・雄馬・革製品等 であり[Vervin:42],このことから金属細工職人やなめし革職人が存在していたと推測さ れ、それは結果として相当規模の市場の存在を窺わせるのである。またロリスの特許状と 並んで商業関係の条項が充実していることも指摘されよう(通行税の免除、入/出市税の 定率化,定期市/週市に参加する外来者の身分保護等).他方ボーモンの特許状について 我々が確認した、十分の一税における通常の耕地と開墾地の差額税率([Beaumont: 4]) を規定した条項などは存在していない. 以上の点から我々は、当地は交易地としての性格 がより重視されていたと考えることが出来るのではないかと思われる。 ロリスの特許状と 同様,当地において一年と一日の居住を経た者に対する諸特権の授与や「Vervin:15]。一 定の退村税の支払いの後に認められる自由な離村の許可[Vervin:22]などは当地におけ る活発な人的交流を保障するものであった。

諸賦課に関してみると、これまでに度々指摘されたように多くは廃止もしくは定額化されている(マルモント・フォルマリアージュの廃止 [Vervin: 24] [Vervin: 25],定率地代や規定外賦課徴収の禁止 [Vervin: 12],バナリテの廃止 [Vervin: 7],軍役奉仕の回数制限 [Vervin: 6])。また住民の政治組織に関しても、ボーモンのところで言及したように村方役人が住民の意思によって選出されることを規定していた。ボーモンでは,住民側の役人選出を認めた後で,引き続き大司教側が派遣する役人についての諸規定が存在していたのであるが,ヴェルバンに関してはそうした条項は確認されない。それではヴェルバンの方が従来のこの点において高く評価されていたボーモンの特許状よりも,むしろ住民側の政治的自治を認めていると言い得るだろうか。この点については,メールの権限について規定した41条が興味深いように思われる。41条でメールは,傷害の罪を犯したものを裁く権限を限定的ながらも与えられている。ボーモンにおけるメールの機能が,住民間の耕作地の分割 [Beaumont: 11] や種々の罰金 [Beaumont: 13~17,21~27,40~40,47]・不動産売買税 [Beaumont: 10] の徴収などとされ,傷害等に関わる裁判権は依然として大司教の下にあったことを考えるなら,住民によって選出されたメールが果す機能は

より高度であったということは出来るだろう.

こうしたことからも分かるように,この特許状は他に比して住民側の特権を多く認めていた.一連の特権の内容は,コミューヌの承認という点を除けばコミューヌ文書にさえ匹敵するものであった $^{(19)}$ もちろん,当時のクーシー地方の政治的状況,あるいは辺境に位置するという当地の地理的状況を考慮すれば,ラウール一世によって授与されたこの特許状は,交易拠点を勢力下に置こうとする意図の現れと理解されよう。しかしながら,交易拠点として経済的な発展を続けるヴェルバンの住民に対して授与者の支配が受け入れられるためには,住民により多くの特権を与えることが必要とされたのである.

(4) 小括

後に北東フランス地方に広く普及していく慣習方文書を最初に授与された集落と、そこに授与された文書内容の比較を通じ、受領集落がいずれも所領の辺境に位置し、当地に対する支配権の確立・維持が領主側にとって急務であったことを確認することが出来た。もっとも、特許状の内容はこうした集落の個別具体的な政治的・社会的状況に応じて作成されている。ロリスの特許状は、当地の政治的安定化と拓殖政策そして商業の振興を意図していた。ボーモンの特許状は、何よりも先ず辺境城砦として強固な支配を打ち立てることが目的であった。また当地は農業的発展を意図されていた。ヴェルバンの特許状は、一商業拠点への支配権確保のための特許状授与であった。交易圏の拡大という当時一般的な経済状況にあって、支配圏の安定化を志す諸侯層の政治的意図は、例えばロリスやヴェルバンの特許状に見られるように経済的色合いを帯びざるを得ない。先にジェニコは、慣習法文書には経済的動機が介入する余地はなかった、としていた。しかし上で見たような受領集落の状況並びに文書内容からすれば、こうした見解の一般化は一考を要するのではないかと思われる。但しこの点については今後一層の検討が必要とされよう。

ところで、我々がこれらの特許状を取り上げたのは、それが多くの集落に普及するという重要な役割を担っていたからに他ならない。しかし本節の中で明らかになったことは、一連の特許状が、当地への授与者の支配権の深化を意図したものであったと理解する点においては共通していながらも、当地の政治的・経済的諸状況に規定された極めて多様な内容を持つということであった。してみると、特許状の「普及」へと論を進める場合、特定の集落において妥当する内容を持つ特許状が、いかにして授与されたのか、あるいはいかにして受け入れられていったのか、という問題が生じてくるように思われる。こうしたことを念頭に置きながら、我々は次に慣習法文書の普及過程を検討していきたい。

莊

(1) それぞれの史料については以下のものを利用した. 「ロリスの特許状」については Ordonnances des rois de France de la troisiéme race (以下 Ord. と略記), Paris, 1723 - 49, t.VII, pp.200-203. また「ボーモ

ン=タン=ナルゴンヌの特許状」については複数の刊行史料が知られているが、それらは異なる伝来状態にある二つの史料をもとにしている。そこで本稿では a) Arch, Nat. à Paris, Trésor des Chartes. J. 207, nº 1 に基づくE.Bonvalot, Le Tiers-Etats, p.98-119. を主とし、必要に応じて b) Arch. du dépt. de la Meuse à Bar, B44. fol. 1048 に基づく H.D' Arbois de Joinville, Loi de Beaumont, Bibliothéque de Ecole des Chartes,3° sér., 2, 1851, pp.248-255. を参考にした。「ヴェルバンの特許状」については、E.Mennesson, Les Chartes de Vervin, La Thiérache, Bulletin de la Société archéologique de Vervins, 1,1873, pp.158-164. なお本文中では該当する条項の番号を示すにとどめ、重要なものについて註において訳出し原文を付した。

- (2) M.Bur, La formation du comté de Champagne, Nancy, 1977, p.175.
- (3) 〈Et quicumque in parrochia Lorriaci anno et die manserit, nullo clamore eum sequente, neque per nos sive per prepositum rectitudinem prohibuerit, deincep liber et quietus permaneat.〉 Ord., t.VII. p. 202.
- (4) <quotiens in villa movebitur prepositus, unus post alterem juret se stabiliter servaturum has consuetudines,...> Ord., t.VII. p.203.
- (5) E.Bonvalot, op. cit., p.75.
- (6) P. Desportes, Reims et les rémois aux XIIIe et XIVe siècles, Paris, 1979, pp.56-89.
- (7) E.Bonvalot, op. cit., p.99.
- (8) 「住民は,同日内もしくは明日内にボーモンに帰還する限りで,大司教の守護軍役を果すであろう。」 〈Burgenses in exercitum archiepiscopi ibunt, itaque ipsa die vel in crastino ad Bellummontem redibunt.〉 *ibid.*, p.119.
- (9) ボーモンの残る一つの商業関係条項は、葡萄酒の領域外での販売を禁止した条項である] [Beaumont: 53]. ワラは、この条項をボーモンにおいて市場が小規模であったことの根拠として用いる。M. Walraet, La Charte-loi, p.147.
- (0) ボーモンの特許状で罰金の分配比を記した条項は23あり、本文中に記した数字はその平均である。因みに、そのうち最も高額なのは証人を伴った傷害罪に課される100スーの罰金であり[Beaumont:17]、最も軽額なのは刈り入れ期に畑に家畜を入らせた者に課される6デゥニエの罰金であったが[Beaumont:51]、それぞれ領主の取り分は、78スーと5デゥニエであった。
- (1) 「ある者の四肢を傷つけ,あるいはある者を殺した場合,それが正当な証言によって立証されるものであるならば,その者並びにその財産は,領主の意の下の置かれるであろう.」〈Et si vulnerator abciderit ei unum membrum vel eum interfecerit, legitimo testimonio convinctus, ipse et sua sub dispositione domini erunt.〉 E.Bonvalot, *op. cit.*, p.102.
- (記) この条項は従来ボーモンの特許状は性格そのものを示すものと評価されてきた。E.Bonvalot, op. cit., pp.122-124. また J.F.Lemarignier, La France médiévale institutions et sociétés, Paris, 1970, p.133.など。 最近でもジェニコは、この見解を支持している。L.Genicot, Rural communities in the medieval west, London, 1990, pp.81-89.
- (I) 「当該村落においては、汝ら全ての同意をもってジュレは構成されるであろう。メールもまた同様であるが、メールは余に誠実の宣誓をなすこと、そしてその集落の諸賦課を余の役人の前に差し出すこと。しかしながら、このメールであれジュレであれ全員の請願によるのでない限り、その職務に一年を越えて再

任することはない」〈In eadem villa assensu omnium vestrum jurati constituentur:major similiter qui fidelitamen nobis jurabit et de redditibus et proventibus villae mini stralibus nostris respondebit. Sed nec ipse major nec jurati ultra annum, nisi de voluntate omnium, in officiis suis remanebunt.〉 E.Bonvalot, op. cit., p.100.

- (4) 「もしある者が、同胞の葡萄畑の葡萄や同胞の穀物を収集する任にあたる見張り番 (custos) に見つけられた場合、その者は5スーを支払う、領主に4スーを、メールに6デゥニエを、そして見張り番に6デゥニエを、」 (Si quis repertus fuerit a custode colligendo racemos alterius vineae et alterius segetes, quinque solidos solvet, domino quatuor, majori sex denarios et custodi sex.) *ibid.*, p.106.
- (5) 「余並びに余を後継するランス大司教が、ボーモンにおいて獲得するところの罰金総額のうち、住民は集落の防御のためにその半分を受け取るであろう、そしてそれはかかる方法に基づく、即ち忠実に集落の防御の費用に使われるように、住民側が忠実なる二人のジュレを立てて、余が余の三人の僕をそこに加えるであろう。」〈De universis forefactis quae nos et successores nostri Rhemenses archiepiscopi de Bellomonte capiemus, burgenses pro munitione villae medietatem recipient, ita quod ipsi duos juratos fideles constituent et nos servientem nostrum apponemus tertium, et ii tres medietatem illam in sumptibus villae fideliter expendent.〉 ibid., p.109.
- (6) では何故ポーモンの特許状にはジュレやメールの選出を住民に委ねる条項が含まれたのかという疑問に対し、デポルトは同年ランスに対して授与された特許状の影響を理由として挙げている。ランスに授与された特許状が、コミューヌ運動への対応であったことは本文中に述べた。12条から構成される特許状は、住民の要求に答える形で、うち6条をエシュピナージュに関する規定に充てている。その第1条は「市のエシュパンが再置されるべきこと。エシュパンは、汝ら全ての共通の同意によって、余のパン住民の中から12人選出される」(Archives de la ville de Reims, Collection de Documents Inédits sur l'histoire du roi、t.34, 1918, p.93.) と規定している。デポルトはポーモンの特許状の作成に当たって、この部分が住民側に対する特権としてポーモンの特許状中にも盛り込まれたのではないかと考えている。P.Desportes, op. cit., p.89
- (17) D.Barthélemy, Raoul de Coucy et Vervins, Federation des Sociétés d'histoire et d'archéorogie de l' Aisne, 27, 1982, p.143.
- (18) Ibid., p.139.
- (19) クーシー地方では五通のコミューヌ文書が確認されているが、内容的にはむしろヴェルバンの特許状の方が住民側の権利保障の面を強く表しているように思われる。クーシー地方のコミューヌ文書に関しては 次節註200を参照せよ。

III. 主要慣習法文書の普及

1. 慣習法文書の発給者について

以下では、上で取り上げた慣習法文書が多数の集落に対して漸次的に、しかし時に集中的に普及していく過程を見ていく。手順としては、最初に文書発給者としてどのような人物が現れているかを確認し、文書普及と諸侯の主導性との関連について考えてみたい。表1、2、3は、それぞれヴェルバン、ボーモン、ロリスの法を内容とする特許状を授与し

た領主を整理したものである。まずヴェルバンの法に関しては、クーシー家が完全に主導性を発揮していることが明らかである。発給者は複数現れているがいずれもクーシー家の成員であり、Raoul I と Alix の間に生まれた子供が Enguerran III、 Thomas de Coucyである。当家は、その所領規模や称号から見れば決して有力諸侯層に含まれるとは言い難い。しかし我々はクーシー家が当時の、また後のフランス国政上果たした役割の大きさを知っており、いち早く慣習法文書を自らの政策に取り込むことによって、諸侯層と殆ど互角にその効果を所領統治に生かしていったのではないかと思われる。この点についてはまた後に言及する。

次にロリスの法やボーモンの法では、確かにバール伯、シャンパーニュ伯やロレーヌ公 といった有力諸侯層が大きな割合を占めている.しかし合計集落数を見れば分かるように. 彼らだけではなく,中小領主層もまた文書普及に貢献していることが確認される.かかる 事例は、文書普及に際しての諸侯層の主導性を強く主張する先のジェニコの見解とは相入 れないのであろうか、結論から言えば、こうしたことを考慮してもなお、慣習法文書は諸 侯層の圧倒的な主導下で普及したと思われる。それは、ひとつには諸侯とこれら中小領主 層との人的紐帯の側面から、またもうひとつには文書内容から説明される。まず人的紐帯 の側面から言えば、中小領主層の殆どが既に諸侯層とレーン制的関係で結ばれた封臣であ ることが挙げられる、例えばロリスの法に関して、表中に記した有力領主以外の者の手に なる特許状を受領した集落が9集落知られている。この内,7集落に特許状を授与した5 人の領主は、うち3人が国王の、また残り2人はシャンパーニュ伯の封臣である(表3-B を参照)。(2) 一方ボーモンの法については、ロリスの法と同様にして56集落が知られている。 その授与領主33人のうち、リュクサンブール伯を封主とするものが11人、以下バール伯が 8人、シニー伯が3人、国王が2人、ロレーヌ公が1人、不明1、残りは教会領主の封臣 であると見做される(表 2-Bを参照)。(3)また内容面からは次のような部分が重要である。 Héloise とその息子の Pierre des Barres が1247年サンスに程近い Chaumont に、ロリ スの法を内容として授与した特許状には、シャンパーニュ伯チボー五世が1269年に与えた 確認状が知られている。この確認状は22条からなり、前半17条はロリスの特許状に倣って 当地の住民に諸特権を認めているが、それに続く伯と授与領主との関係を記した簡所は興 味深い. 即ち, Héloise と Pierre des Barres ならびにその後継者達は, ここに規定され た内容を今後遵守する旨を伯に対して誓約しなければならないし、またこの誓約を子孫に も義務づけなければならない(18条).(4) そして彼らとその子孫たちは、サンスに置かれた伯 の代理人の裁判権に従うのである(22条)。(5)事例を直ちに一般化することは出来ないが、中 小領主層が自ら所領内の集落に対して慣習法文書を授与する場合には、諸侯層、即ちこの 場合は伯によるこうした確認を必要としていたように思われる。さらに、この特許状ほど 明確ではないが、裁判が当該集落で決着 し得ない 場合、 諸侯層の直轄地=プレヴォ

テに判決を委ねる旨を記した条項がボーモン法系列の特許状の中に確認される。Montmedy は、1239年にシニー伯を授与者とする慣習法文書を有していたが、Flassigny(1255年、Jametz 領主 Rombas が授与:以下同様)、Moiry(1271:Chauvency 領主 Gerard)、Olizy(1281:Chauvency 領主 Gerard)などに授与された特許状はいずれもこの Montmédy に裁判を委ねるべきことを記している。「同様にしてバール伯の Stenay に対しては Hans(1315:Pierrepont 領主 Girarz)、Mont Saint Martin(1286:Mont Saint Martin 領主 Arnold)、Quincy(1286:Mont Saint Martin 領主 Arnold)、Cons devant Longwy(1248:Cons 領主 Jehan)、Ugny(1287:Cons 領主 Jehan)が裁判を委ねている。「こうしたことから我々は、中小領主の文書授与もまた諸侯の影響下で行われていること、即ち慣習法文書の普及は常に諸侯層を中心に展開していることが再認されるのではないかと思われる。

2. 慣習法文書の普及

さて、諸侯層はロリスの特許状やボーモンの特許状などの慣習法文書を、そのままの内容で自らの所領内に普及させていったのであろうか。もしそうだとすれば、一連の文書普及が諸侯層の意図に全面的に適っているとは言い切れない側面が出てくるのではないだろうか。具体的に言えば、第一に、前節で確認したように、有名な慣習法文書はいずれも当地の状況を考慮し、そこに作成者固有の事情や関心を反映させるという多様な内容を持っていたから、普及過程にあっては個々の受領集落の実情に即さない場面が出てくるであろうということ。第二に、例えばボーモンの法がランス大司教の支配領域を越えて拡大することは、統一的な支配領域を築きあげようとする諸侯からみれば、まさに法的側面での「汚染」(®)ではなかったか、ということである。この二点を念頭に置きながら以下具体的な普及過程を辿り、諸侯層主導で進められる慣習法文書の普及が持つ意義について改めて考えてみたい。

(1) シャンパーニュ伯家による慣習法文書の授与

先ず、多様な慣習法を自領内に普及させたシャンパーニュ伯家の事例をとり挙げる。当伯家の文書授与は12世紀後半から始まる。この伯領には①ロリスの法、②ボーモンの法をそれぞれ内容とするもの、そして③シャンパーニュ伯がオリジナルに起草したものが、地理的・年代的まとまりを持って普及している。多少概観しておけば、①はシャンパーニュ地方西辺に12世紀後半から末にかけて、②は当地北東辺に13世紀の前半において、③は中央部に12世紀末から13世紀初めにかけてと、①、③、②の順で現れている。

初めにロリスの法を内容とするものについて見てみよう.8集落への特許状が確認され、いずれの集落もシャンパーニュ伯の直轄領に属する集落であったが、1165年にシャウルス (Chaource) に対して授与された特許状が、伯による最初の慣習法文書と言われている.

この特許状の内容は次の通り。ターユの廃止(1条),往復一日程度の軍役(2条),自由な離村の認可(3条),罰金額の減額(4条)。 またこの8年後の1173年マレ=アン=オス(Maraye en Othe)に授与された特許状も同一の内容を含んでいた。この「マレ=アン=オスの諸慣習」は,1198年には近接する Saint Mards,Vauchassis に対しても認められている $^{(10)}$ もっとも,これら一連の特許状が「ロリスの特許状」に範をとったものであると主張される根拠は,その僅か四つの特権内容がロリスのそれと類似していること,また集落の所在地が1172年(マレ=アン=オスへの特許状授与の前年)「ロリスの諸慣習」を認められたヴィルヌーヴ=ラルケヴェックに近いということに過ぎず、 判然とはしない。ただここは国王とシャンパーニュ伯との間で慣習法特許状の授与を巡ってある種の取決めが結ばれた地域であり $^{(12)}$ 伯によるこの五集落への授与が,国王の文書授与を意識して行われたことは疑いない。

一方、シャンパーニュ伯が明確に「ロリスの諸慣習」を認める旨を宣言した文書を受領 した集落も存在する。1190年、アンリ二世によるショーモン(Chaumont)と1190年、チボー 三世によるエルビー(Ervy)の二集落がそれである。二つの特許状は、前文において「ロ リスの自由 (libertatem Lorriaci) を授与し… と記しており、それがロリスの法を内容 とするものであることは明らかである。ところが、この二つの特許状の中では、多くの条 項の修正・削除が施されている。そこからシャンパーニュ伯が文書に込めた意図を汲み取 ることは可能であろうか、先ずショーモンの特許状では、「ロリスの特許状」から削除され ているものとして、往復一日程度の軍役「Lorris: 3]・通行税の免除「Lorris: 4]・入出 市税の定額化[Lorris: 20/26]・警邏義務の廃止[Lorris: 25]・森林用益権[Lorris: 28]・ 売買税未納の場合の罰金の猶予[Lorris:30]が挙げられる。市場関係の条項が多く削減さ れているように思われるが、その全体的な傾向を摑むことは難しい。しかし改変が施され ている部分について見ると、(1)一年と一日の滞在による諸特権の享受資格取得を記した条 項「Lorris:18]では、それに続いて近郊の領主ジラール=ド=エシの領民にはこの条項が 適用されないことが追加され, (2)サン=ブノワ修道院が上級裁判権から排除されること を示した条項 [Lorris:31] では、その対象を修道院から当地の土地領主の名に変えてい る. 伯は、出来る限り「ロリスの特許状」の内容を尊重する形で、ショーモンの状況に 適った最小限の改変を施したように思われる。次にショーモンから九年経たエルビーの特 許状はどうであろうか、この特許状では、先ず「ロリスの特許状」から削除されているも のとして、ターユの免除 [Lorris: 9]・バナリテの廃止 [Lorris: 24]・警邏義務の廃止 [Lorris: 25]・森林用益権 [Lorris: 28] を規定した条項が挙げられる。こうした領主制 的賦課の軽減を規定した部分が欠落していることは先ず注目に値する。加えて、交易の振 興に関する条項については、売買税の免除規定[Lorris:28]が存続しているだけで、その 他我々が確認した「ロリスの特許状」での市場の発展を促す条項の多くが「Lorris: 2.6.

20,26]削除されている。一方,修正が施された条項としては,軍役奉仕に関するものが象徴的である。「ロリスの特許状」で往復一日程度に軽減された領民の奉仕義務[Lorris:3]は,「余の側から求められた時は何時でも」果さねばならなかったのである。「この他,ショーモンと同様エルビーの地理的状況に応じた技術的な修正(運搬賦役の道筋など)も施されているが,「60 残りは「ロリスの特許状」通りである。当地が伯の史料に初めて登場するのは,11世紀後半(1074年)のことである。この時の史料によればエルビーは城砦として建設された。「フィリップー世がロリスを中心とするガティネ地方を獲得した一連の軍事行動への対応であった。一世紀を経,フランス国王によるガティネ地方への文書授与が進行する中で,伯は再びこの辺境城砦に伯領維持の自覚を促す。それが「エルビーの特許状」ではなかったかと思われる。領主制的諸賦課に対する領主側の消極的な姿勢,商業関係条項の欠如,任意の軍役奉仕の維持,これにの特徴は「ボーモンの特許状」について確認してきたものであった。ランス大司教による「ボーモンの特許状」作成と同様の意図を伯によるこの特許状にも見出すことが可能なのではないかと思われる。

次に「ボーモンの特許状」授与集落について、ブランシュ女伯並びにチボー四世から、 13世紀の前半に特許状を獲得した7集落が知られている。シャンパーニュ伯領の北東、ラ ンスの近くに位置するこれらの集落は、1203年の La Neuville au Pont という集落名から 伺えるように新村(Villanova)として建設されたものであった。またブランシュヴィル (Blancheville)・ロッシュフォール (Rochefort)・フローラン (Florent)・パッサバン (Passavant)・ブールダン (Bourdon) は、その中でも聖界領主とのパリアージュを伴っ て授与されている。ボンヴァロは、シャンパーニュ伯によって行われたこれら一連の特許 状授与を次のように理解していた、「…アヴエであるシャンパーニュ伯は、通常のアヴエと しての権限に満足することはなかった。教会に対し、彼はその特定部分を獲得することを 要求した、とりわけ、未開にして森林におおわれた土地においてはそうであった、結果彼 らは教会領主と共同で、開墾を通じて、新しい住民居住地を建設することを意図した。そ してそこには、ボーモンの特許状が授与され、あらゆる領主権を折半することが規定され たのである….」(18)我々も,この点については彼の理解を受け入れることが出来ると思われ るが,以下内容について見てみよう.新村建設という拓殖政策の中で授与されたこれら一 連の特許状では,当然「ボーモンの特許状」における開墾を促す条項「Beaumont: 4]、 即ち開墾地に於ける十分の一税を減額した条項が留保されている。こうした点は、シャン パーニュ北東部における教会所領への拓殖政策の一貫として慣習方文書を授与する伯に、 当地における優越的な支配権を保証していると思われる.そのことは軍役奉仕についても 言えるのであって,ブランシュビル,ロッシュフォール,プールダンでは,そのいずれも が伯の、往復一日に限定されない領民の軍役徴集を認めている。但しその場合、往復一日 を越える軍役は、伯領の東方であるバール=シュル=オーヴ (Bar sur Aube) 方面に対し

ては認められず、東南方向であるブルゴーニュ、ロレーヌ方面に対してのみ認められ、領 民の給養は領主側の義務とされた. この点は、従来城砦の防御的性格の強かったボーモンの軍役規定が、領主の意図を反映する形で強化されていると見なすことが出来よう. (20)

論

文

シャンパーニュ伯領の中心部においても特許状は授与された。但しそれらは、その内容 においてロリスの法ともボーモンの法とも異なる. 我々は, その一つとして先ず1175年, ア ンリー世によって授与された「ヴィルヌーブ=オ=シャティロ(Villeneuve au Chatillot の特許状」を挙げることが出来る. 時期的には、伯領西辺において「ロリスの特許状」に 倣った特許状の授与が数年前に始まっていた頃である.この特許状は,新村として建設さ れた集落に対してのものであったが、序文にロリスやボーモンの諸慣習に関する言及は全 くなく,この新村が,当地の慣習に従うことが明記されているのみである.21) 文書は条文 の形式をとっておらず,内容もそれほど多くはない。しかしそうした中で我々は特徴とし て次の点を挙げることが出来る。特許状では、当地の住民が六人のエシュバンを有するこ と、そしてエシュバンは、伯が派遣するプレヴォと協力して当地の諸事に携わり、またプ レヴォによって開かれる裁判集会を援助すべきことが規定されているのである. 住民に よる集落役人の選出を認める規定は,この後1200年に同じくチボー三世によって特許状を 授与されたモンターニュ (Montargne) やモルプ (Maurupt) についても確認され, モン ターニュでは一人のメールが、またモルプでは四人のジュレが選出されるべきこととされ ている。こうした規定が、ロリスの特許状 (1155) になく、他方ヴェルバン (1163) やボー モン (1182) に存在していたことは先に確認した。ロリスの特許状に関しては、プレヴォ を通じたより強力な集落統制の意図を,またボーモンの特許状ではランスの特許状の影響 を、さらにヴェルバンでは経済的発展に裏打ちされた住民の政治的要求を、それぞれ不存 在・存在の理由としていた。 これらの特許状と比較して、「ヴィルヌーブ=オ=シャティロ の特許状」に始まる伯のオリジナルな特許状に盛られた上記の規定は、どのように理解さ れるべきであろうか。シャンパーニュ伯によるコミューヌ文書の授与が開始されるのは, フィリップ二世によるソワッソンへの確認状の発給(1181)を待ってのことであるから, 少なくともヴィルヌーブ=オ=シャティロに関しては、コミューヌ文書の影響は直接的に は考えられない。また集落は新村であるから、もとより当地の商業発展やその下での住民 の経済的成長や政治的要求は期待し得ない。こうしたことから見て, 住民側による役人選 出が、住民側への新たな特権の一つとして与えられた例として理解すべきではないかと思 われる。ところで、伯によるオリジナルな慣習法特許状は、上記の例に留まらない。1208 年には女伯ブランシュが、ランスのサン=レミ修道院との間にパリアージュを結んで新村 を建設するとともに、この新村ヴィレール=ザン=ナルゴンヌ (Villers en Argonne) に 対して特許状を授与している。条文にして11条を持つこの特許状でも、集落と伯の接点に 位置する存在として四人のジュレが置かれていることが確認される(7条). (23) また伯が 「ボーモンの諸慣習」に従って起草・授与した特許状の中で、パリアージュを伴う場合伯側が上級裁判権を留保していたことは先述したが、この特許状でも、盗みや殺人に関わる裁判は、はっきりと伯の手の下にあることが定められている。(4条)⁽²⁴⁾

こうしてシャンパーニュ伯は、西辺においては国王直轄領において普及を見せつつあっ た「ロリスの諸慣習」を参考にしつつ、時にはまさに「ロリスの諸慣習」を認めるものと して特許状を作成・授与している。その場合、必要に応じて内容に改変が施されることが あった。また北東部では、やはり同じく普及しつつあった「ボーモンの諸慣習」を認める 特許状を作成し、修道院所領内に自らが主導して建設した新村に領民を引き寄せる手段と して用いたのである。一方伯領中央部においてはロリスやボーモンの名を出すことなく、 自らオリジナルに作成した慣習法文書を普及させていった。そして、こうした集落のうち、 特にパリアージュを伴って授与された特許状においては常に伯が意図していたのは、自ら の上級裁判権者としての地位をその特許状中に盛り込むことであった。こうして見ると、 確かに伯は伯領内での慣習法文書の普及に主導的な役割を演じ、またその内容も、受領集 落の社会的状況に配慮しつつ,出来る限り伯側の意図を反映させたものであった.それは ロリスの法やボーモンの法を母法とするものでも同様である。しかしながら、伯領の法的 統一という面についてはどうであろうか。本節の冒頭において我々は、慣習法文書の授与 を伯による統一的支配領域の確立と直接結びつける最近の動向に対して特定の慣習法文書 の広範な普及という事実から二つの疑問を提起した。一つは文書内容と受領集落との適合 性という問題であり、もう一つは慣習法による諸侯支配圏の「汚染」という問題であった。 特許状授与を通じて複数の慣習法を認めていったシャンパーニュ伯の事例は、前者につい ては文書内容の改変という形で一つの解決の方向を示してくれたように思われる。しかし ながら、後者については依然未解決のままである。我々は検討の対象をボーモン法系列の 特許状を普及させていったバール伯などの諸侯に広げていく必要があろう。しかしその前 に、自ら母法となる特許状を作成・授与した国王や、クーシー家による文書普及状況につ いて確認しておく。彼らが自領内へかかる慣習法文書を普及させる場合,少なくとも慣習 法の「汚染」という問題からは自由である。そのことは彼らの文書授与に独自の色彩を与 えるのであろうか。

(2) 国王・クーシー家による慣習法文書の授与

先に見た通り「ヴェルバンの諸慣習」を普及させたのは専らクーシー家であった。もっとも、ヴェルバンの特許状はIIで検討した1163年のものが、1238年に内容を改められ再度授与されており、普及した特許状は、内容的には後者(1238)に近いとされている。「ヴェルバンの諸慣習」の普及過程については、バルテルミーが詳細な研究を行っている。彼は、一連の受領集落が地理的に見ていずれもクーシー地方の辺境に位置していることを主たる根拠として、クーシー家による一連の特許状授与は境界集落の政治的安定化を意図して行

われたと結論している. (26) 実際,クーシー地方は一連の普及が起こる12世紀末葉,その東辺において王権の介入を受けていた。1190年クーシー地方東部に位置するクレシー=シュル=セルにで起きた住民の騒乱を鎮めるため,「ランの諸慣習」が当地に対して認められた。この時,クレシーのアヴェの任にあったクーシー領主ラウール一世はこの授与から排除され,国王の確認状を伴って文書授与を行ったのは当地の領主であったランのサン=ジャン修道院長ボードワンだけであった. (27) 同年国王の封臣となったクーシー家は,決して有力諸侯とは言い難いにもかかわらず,その後積極的に慣習法文書の作成・普及に携わっていく。パリアージュなどを伴うことなく,自領内の集落に対してのみ行われたヴェルバンの法を内容とする特許状の授与は,バルテルミーの言う通り支配権の安定を主たる目的とするものであったのだろう. (28)

さて、「ロリスの特許状 |の作成に直接携わり、この文書をロリスの拓殖政策として利用 した国王によるロリスの法の普及状況はどうであろうか、1175年ルイ七世は、ロリスの諸 慣習が享受される地域を「ロリスの potestas 内に (in Potestate Lorriaci)」含まれる全集 落に拡大している. これは、ロリス=プレヴォテの領域に一致するとみて差し支えない。 であろう クール=セル=ル=ロワ (Cour celles le Roi)以下13村落を対象として授与され たこの文書は、34の条文を含み、その形式及び内容において1155年にロリスに対して授与 された特許状と同じで、当地がロリスのプレヴォ裁判権に服すること、またサンニブノワ 修道院は当地の裁判権から排除されるべきことが明記されている。但し、運搬賦役を年一 回に制限した「ロリスの特許状」15条では、葡萄酒はオルレアンに運ばれると記される一 方、穀物の運搬先は明らかではなかった。しかしここでははっきりと当プレヴォテの中心 であるロリスへ、と記されている。 ルイ七世の妻アデル (Adèle) による授与が知られて いるシャロー (Chalou), また1186~87年のフィリップ二世によるボワ=コマン (Bois commun), ヴォワザン (Voisines) へと続く文書授与は, ロリスの法がロリス=プレヴォ テ内のみならず隣接するプレヴォテにも普及しつつあることを示している。 因みにボ ワ=コマンに対して授与されたものは34条から構成されるが、「ロリスの特許状」全35条と 比較した場合,「ロリスの特許状」の34条(ロリスに対して認められた諸慣習が、隣接する Courpalez, Chantelou, Harpart などの集落においても同様に認められることを記した条 項)が欠如しているのみであり,それ以外内容的な相違は全く認められない.国王による 特許状の授与は、もちろんこれらに留まらず、最終的な地理的分布を見れば直轄領東辺の 複数のプレヴォテに及んでいる。加えて、国王による特許状の授与は国王直轄のプレヴォ テを越える領域に拡大していく。早くも1163年ルイ七世によるヴィルヌーブ=ル=ロワ (Villeneuve le Roi) と1165年のセヌリー (Sénely) が確認される。ヴィルヌーブ=ル= ロワは、もとはサン=マリア=ドクセル修道院に属していたヨンヌ川沿いの未開墾所領に、 国王の手によって建設された新村であり、当該集落の人口増大を意図して、ロリスの諸慣 習を享受することが認められている。一方、セヌリーの場合は多少事情が複雑である。1165年に当地に授与された特許状の前文から伺い知れるのは、当地が国王の役人並びに他の人々の収奪によって廃村と化していることを憂い、国王が住民にロリスの諸慣習を認めることで、賦課の不当徴集を抑制し、また悪しき慣習に基づく過酷な状況の改善を目指していることである。⁽³²⁾ この場合は、新村開発というよりも寧ろ、集落の再建の手段として用いられているように思われる。

ところで、プレヴォテ外に国王が慣習法文書を普及させて行く場合、パリアージュを伴うことも少なくなかった。「33) 1186年フィリップ二世によってアンジー (Angy) に対して授与された文書は、先ず初めに、かかる文書が国王とサン=フランボー (Saint Frambaud) 修道院の、アンジーに対するパリアージュの成立を示すものであることが示され、当該村落に対して行使される裁判権は裁判にあたるプレヴォを共同で選出するという形式を経て折半されること、またそこから徴集される諸賦課も等しく折半されることを定めている。同様の内容を持つパリアージュは、1187年 Dixmont に慣習法特許状を授与する際にも、Charité sur Loire 修道院との間で取り結ばれている。「34)もっとも、この二つの文書の内容部分は僅か四つの条項、即ち(1)ターユの全免(2)軍役の往復一日程度への制限(3)当該集落が将来的にも国王の支配の下にあることの保証、そして(4)罰金額の削減、を含んでいるに過ぎず、これらの文書が国王によって発給された慣習法文書であることは疑いがないとしても、それをロリス法系列の特許状と見なすことについては多少の躊躇が残るように思われるが。「35)とにかく、パリアージュを伴った慣習法文書授与の対象は教会領主だけでなく世俗領主との間でも交わされており、そうした例としてはフラジー(Flagy)とビシュロー (Bichereau) を挙げることが出来る。

このようにして、国王の慣習法文書の授与は、教会領主や中心世俗領主の所領・諸権利を平和的に駆逐しながら、王権の物質的基盤である直轄領を拡大、定着させるものであったという森山氏の指摘は、個々の文書内容の検討からも確認されるであろう(36) しかしながら、文書普及も後半に入ってくると、一つ一つの文書から、国王と受領集落との具体的な関係を伺い知ることは困難になってくる。例えば、1201年フィリップ二世によってロリスの諸慣習を享受することを認められたオルレアンに程近いクレリー (Cléry) は、オルレアン=プレヴォテに含まれる集落であったが、(37) この地に授与された特許状は、「ロリスの諸慣習」の下に当該集落があることを宣言するのみであり、これまでの特許状が忠実に「ロリスの特許状」と同様の、前文・本文・後文からなる形式を再現していたのとは異なっている。クレリーの場合、宣言に続いて改変部分のみが一点付加されており、一家屋並びに一アルパンの耕地を持つ者から毎年徴集される税を6 デゥニエから4 スーに引き上げている。こうした特許状は、その他サンコワン (Sancoins)、ポン=シュル=ヨンヌ (Pont sur Yonne) などにも見られる(38) さらに、オービニー (Aubigny) とシャトローダン

(Châteaulaudon)、アルカンヴィル(Arconville)、そしてシャロー (Chalou)とムリニュー (Moulineux)などは、それぞれ1272年、1281年、1300年の高等法院での裁決(arrêt)の中で、ロリスの諸慣習を享受する集落であることが記されているが、これらの集落とロリスの慣習法との関係について知れるのはこの記述によってのみであり、そこには特定の文書の存在さえ確認できない。 また我々は、普及が広く確認されるイル=ド=フランス東部から凡そ300キロ以上も離れた、ノネット(Nonette)と呼ばれる集落に対して、1188年フィリップ二世が「ロリスの諸慣習」を認めたことを知っている。しかしこの特許状もまた、ノネットに「ロリスの諸慣習」が認められることを記すのみであり、 何ら条文を伴っていない。それゆえシャボニエルなどは、国王のノネットに対する特許状の授与を認めて象徴的な色合いの強いものとして理解している。

こうして見ると、国王による文書普及は、クーシー家などに比してはるかに頻繁且つ軽快に進められているように思われる。また、シャンパニュー伯領下の普及状況などと比べてみれば、自らが作成した特許状の持つ影響力を十分に意識、利用していることが伺える。上記のように、内容的に簡潔となりながらもロリス法系列の特許状が広く普及していくことは、一方でこうしたことの一つの現れであろう。しかしながら他方、特定の慣習法を享受することのみを認め、宣言するこうした慣習法文書の普及は、諸侯即ちここでは国王による直轄地への支配権の深化が、自らの慣習法の保護者としての立場を主張することで進められていることを明確に示しているのではないだろうか。ここでは最後にこの点を指摘しておきたい。

(3) その他の諸侯層による慣習法文書の授与一ボーモン法系列の文書普及を中心に一さてボーモン法系列の特許状はどのように普及したのであろうか。世俗領主が発給した200を上回る文書の内容をここで逐一紹介する余裕はない。そこでバール伯・ロレーヌ公・シニー伯・リュクサンブール伯などによる文書授与を取り上げ、これまで行ってきた普及過程の検討において確認された諸点、具体的には、母法となる慣習法文書の内容的改変、一諸侯領内における複数の系統の慣習法文書の普及、慣習法文書の象徴的授与など、を参考にしながら、同様の方向性が見られるかを念頭に置いて整理していく。まずバール伯家について、最初に、当伯家によって進められた文書普及の全体を概観しておく。ティボーー世がグランプレ伯アンリと共同で建設した新村 Beaufort に対して1188年に授与した特許状は、ボーモンの法を内容とするものであり、これが伯家にとって初めての慣習法文書であった。この特許状の授与については両家間の境界問題の解決を目的としていたことが背景として指摘されている。(42) 次いで近接するバール伯領の Stenay に対してもボーモンの法に基づく特許状を授与した後、(43)バール伯領ではボーモン法系列の特許状は数十年現れない。一方この間伯領東部で Roncont (1203)、St. Thiébaut sous Bourmont (1203) など5集落に対して非ボーモン系列の特許状が授与されている。(44) 最終的にはバー

ル伯領内では13世紀を通じボーモン法によらない慣習法文書が13通ほど確認されており、 その数は少なくない。が、ボーモン法系列の特許状がバール伯領内だけで70に上ることを 考えると、非ボーモン法系列の特許状の割合は決して多いとは言えないだろう。さて、1243 年以降再開されるバール伯家によるボーモン法系列の文書授与は、その殆どがティボーニ 世の手によって行われている。一連の文書の中、共同で発給されたものでは、いずれもが 伯側の優先的な軍役徴収を規定し(45) また、当地の地味の悪さを考慮して牧草地使用税額 が軽減されたり、その他1261年の Thyrei を始めとする 9 集落が受領した特許状ではメー ルの選出が領主側の権限に属することなどが規定されており、これらの点が主たる改変と して確認される。しかしながら、具体的な条項を伴うものは全体的に少なく、ボーモンの 法と諸特権が当地にも適用されることのみを認めているものも多い。ところが、14世紀の 初め1315年に Pareid を中心とする六集落に当時の伯 Edouard I が授与した特許状は、 ボーモンの法を内容とはしているものの、そこには諸侯領の編成を意図する内容が前面に 押し出されている。ヴェルダンの Notre Dame 教会と共同で出されたこの特許状では、上 級裁判権については伯側が留保し、さらにメールが執り行う裁判に関しては全般的に伯の 助言を参考とすべきこと、また軍役については伯側の要求に対してのみ応じるべきことが 規定されている。

次にリュクサンブール伯領について、当該伯領への慣習法文書の普及は、バール伯領で 初めてボーモン法系列の特許状を作成した伯ティボー一世と結婚した, リュクサンブール 女伯 Ermenson 統治期に始まる。正確な年代は明らかではないが、彼女の統治期間中 (1193-1212) マルビル (Marville) に対して作成された特許状が当地にとっての最初の 慣習法文書であった。460 その後、リュクサンブール伯領の首邑である Luxembourg を始め として、Epternach, Thionville, Bastogne, Marche, Houffalize などに普及していく特許 状は、いずれもボーモン法を内容としていない。それでもマルビル以下17集落に対しては、 時には単独で、また時には中小領主層と共同で(17中8集落)ボーモンの法を内容とする 特許状が授与されている。こうした共同領主との文書授与では諸侯層の優先的軍役や諸賦 課の均等配分を決めた条項が付加されているのが普通であるが、リュクサンブール伯の文 書の中で興味深いのは、Torgny の文書に規定された賦課配分である。1301年に伯が当地の Forgny 領主と共同で Torgny に授与した特許状では、領民から徴収された諸賦課の2/3 を伯が、3/1を Forgny 領主が獲得することとしている $^{(47)}$ 同様の不平等な賦課配分の規 定が確認されるのは、ヴェルダン司教が作成した二通の特許状のみであり(48) 極めて珍し いと言える。この点を除けば、リュクサンブール伯によるボーモン法系列の慣習法文書は 殆どが具体的な内容を伴っていない。

最後にシニー伯家について、この伯領では所領規模に比して慣習法文書が多く授与されている。内容についてみると、定率地代や軍役の全免といったような領民側に有利な規定

が追加された特許状が散見される(49) もっともこうした改変は僅かであり、概ねボーモンの特許状をそのまま確認・授与している。ところが1263年 Vaux les la Ferté に初めて他領主(Vaux les la Ferté 修道院)と共同で特許状を作成して以来、共同領主との文書授与が急増するとともに、それに合わせて内容上の改変も行われている(50) Vaux les la Ferté の特許状に盛られた新しい規定としては、徴収賦課の修道院領主側との均等分配、住民側が選出した役人のシニー伯への宣誓義務、シニー伯側の優先的な軍役賦課、軍役の領域的範囲、などが挙げられる。こうした規定はいずれも共同領主との慣習法文書において世俗領主側が普通に留保している権利ではある。しかし当地でこうした動きが始まるのは、当伯がボーモン法を内容とする特許状を初めて Avioth に授与してから40年後であった。つまりボーモンの特許状と内容的に忠実な特許状を自領内に普及させた後であったことは、他の有力諸侯層に比して権勢の奮わない当家が、慣習法文書の授与をさし当たっては所領維持政策として展開したことを反映していると思われる。

註

- (1) クーシー家については、D.Barthélemy, Les deux âges de la seigneurie banale: Pouvoir et société dans la terre des sires de Coucy (milieu XII° milieu XIII° siecle), Paris,1984: J.W.Baldwin, The Governement of Philip Augustu, Berkley and LosAngeles, 1986, pp. 203-233. を参照。
- (2) シェル川沿いの Gracay (授与1246/授与者 Pierre de Gracay: 以下同様), Châteauneuf-sur-Cher (1258 / Renoul de Culant) また国王による特許状授与が確認されたセヌリー (1165) に程近い Isdes (1277 / Henri du Sulli), サンスに近い Fouchères (1243/Erard de Valery)や Chaumont, Villeblevin, Villemanoche (1247/Héloise) などがそうした例として挙げられよう
- (3) その対応関係は次の通り, リュクサンプール伯を封主とする者, Hugues(Corbion 領主であり, 1242年に Corbion に対して特許状を授与, 以下同様), Jehan (Cons 領主:1248: Cons devant Longwy;1287: Ugny), Ludemar (La Ferté 領主:1254: LImes), Jean (Herbaumont 領主:1268: Herbaumont), Henri (Cugnon 領主:1269: Cugnon, Orge, ;1269: Mortehau), Rions (Chassepierre 領主:1273: Chassepierre, Lays, Laich, Le Mesnil, Aussy), Jehan (Florenville 領主:1273: Florenville), Guillaume (Differd ange 領主:1281: Differdange), Vuarions (Délus 領主:1284: Ruth, Ruethes), Albertes (Vence 領主:1284: Vence), Wenceslas (Soleuvre 領主:1373: Bélis, Belnois, Belvaux). バール伯を封主とする者, Rogier (Mercy 領主:1281: Channier, Chstrys, Cuttry), Rombas (Jametz 領主:1255: Flagigney, Flassigny), Arnold (Mont Saint Martin 領主:1286: Mont Saint Martin, Chauffour, Quincy), Pierre de Bar (Bouconville 領主:1305: Sachepreie, Seichepre, Frémeréville), Thiébaut (Xorgey 領主: Xorbey, Sorbey), Girarz (Pierrepont 領主1315: Hans), Arnold (Mont Saint Martin 領主:1286: Mont Saint Martin, Quincy), Jehan (Cons 領主:1248: Cons devant Longwy;1287: Ugny). シニー伯を封主とする者, Gerard (Chauvency 領主:1271: Moiry;1284: Olixie, Olizy), Raoul (Chauvency 領主: La Mouilley), Rombas (Jametz 領主:1255: Flassigny). 国王を封主とする者, Robert (Fontenoy 領主:1332: Fontenoy), Henri (Buzancy 領主:1357: Buzancy). ロレーヌ公を封

- 印とする者, Thierriz (Morville sur Seille 領主: 1281: Morville sur Seille). また教会領主としてはリエージュ司教やヴェルダン司教の名が挙げられ、彼らを封主とするものは17人に上る.
- (4) 〈Ipsi etiam Heluysis et Petrus et heredes sui tenentur, et juramento sollempniter prestito, promiserunt se servaturos inviolabiliter omnia et singula supradicta, heredesque et successores suos ad ea omnia imperpetum observanda obligarunt, et esse voluerunt obligatos.> Ord., t.VII, p.334.
- (5) <...seque supposuerunt, quantum ad predicta, sepedicti Heluysis et Petrus...juridictioni curie Senonensis.> Ord., t.VII, p.334.
- (6) 例えば Moiry では <...J' ai franchi et mis ma ville de Moiry á la loi de Beaumont et penre droit` a Monmaidy...> E.Bonvalot, op. cit., pièces justiustificatives, nº 34.
- (8) L. ジェニコ, 前掲論文, 142頁.
- (9) M. Prou, op.cit., p.298
- (10) Ibid., p.311-312.
- (11) Ibid., p.298.
- (位) 取決めは、1207年に、フィリップ=オーギュストとシャンパーニュ女伯ブランシュとの間で結ばれたものであり、国王直轄地と伯領の境界に当たるこの地においては、どちらの側の新村建設やパリアージュを執り行わないことが決められた。この取決めについては詳しくは森山、前掲論文、138-139頁を参照。
- (13) <....except is hominibus domini Girardi de Eschit et fheredum suorum ; sui vero hominibus non retinebuntur apud Calvimontem...> Ord., t.VI, p.188.
- (14) < Nullus hominum Calvimontis habantium domum vel vineam vel pratum aut agrum, aut aliquod aedificium in alterius terra quam comitis, justificabit se pro illo cujus est terra, nisi de gerba vel de censu suo forisfecerit; et tunc a Calvimonte non exibit causa rectitudinis exequendae pro illo cujus erit terra vel pro serviente ejus. > ibid., p.189.
- (15) ⟨In expeditionem et excercitum ibunt quotiens ex parte mea fuerint requisiti.⟩ M. Prou, op, cit., p.447.
- (16) 〈Eorum nullus corveam mihi, nisi de vino meo de Denemoine adducendo.〉 ibid., p.451.
- (17) M.Bur, op. cit., p.260-261.
- (18) E.Bonvalot, op.cit,. p.231.
- (19) Ibid.,p.187.
- ② 但しパッサバンでは,伯ではなくパリアージュのもう一方の当事者である Chatrice 修道院が,シャンパーニュ伯を排除する形で領民の軍役率仕の徴収権を有していることが知られている。 *Ibid.*, p.186.
- (21) $\langle \dots \rangle$ Secundum has que subscripte sunt consuetudines. \rangle Ord., t.VII, p.319.
- (22) «Concessi etiam hominibus predicte ville, ut Scabinos habeant sex, qui ad communia negocia ejusdem ville vocentur, et Placitacionibus Prepositi intersint...» Ord., t.VI, p.320.
- (2) ⟨Quatuor jurati in villa erunt qui jura nostra et villae conservabunt.⟩ M. Prou, op.cit., pièces justificatives.nº X™.
- (24) <Furtum, raptum, homicidium, et multurum in manu nostra reservamus.> Ibid., pièces justificatives, nº XVII.

- (25) D.Barthélemy, op.cit., pp.270-306.
- (26) Ibid., p.305.
- (27) D. Barthélemy, Rénovation d'une seigneurie, Bibliotheque de l'Ecole des chartes, 143, 1985, pp.273 -274
- (28) もっともクーシー家はヴェルバンの法による支配圏の法的統一を志向していたわけではない。というの も、激しいコミューヌ運動の結果コミューヌ結成の承認を始めとしてラン司教から大きな譲歩を引き出し たことで知られる「ランの特許状」が、「都市ランの法と諸慣習を与え、認める」(ad usus et consuetudines civitatis Lauduni concessimus et dedimus) という形で、クーシー地方の主要な都市的集落(クーシー、 マルル、ラ・フェールなど)に対して授与されているのである。これらの特許状はメール・エシュバン・ ジュレといった集落役人の再任並びに選出が、制限なく当地の住民に委ねられ、領主の介入は一切排除さ れること、住民は、ターユ、死亡税、規定外賦課を免除されること、などの点において、「ランの特許状」 に忠実に従う一方、ランで廃止された軍役奉仕は、クーシー家の慣例にしたがって果すべきことが規定さ れ、バナリテは、水車・パン焼き竈・ブドウ絞り機のいずれについても維持され、領外結婚に際しても領 主の同意を得るべきことが求められている。さらに、上級裁判権は依然として当地の領主であるクーシー 家に認められていた。改変が、いずれも授与者の諸権利を維持する方向で行われていることは明白である。 ここからは、慣習法文書の授与に積極的であったクーシー家が、コミューヌの結成を認めるコミューヌ文 書中でも、住民側への譲歩を最小限に留め、住民との妥協点を探りつつ当地に対する自己の支配権を確保 する姿勢が窺えるのではないかと思われる。クーシー地方に普及したラン法系列の特許状の具体的な内容 については、R.H.Bautier, Les Chartes inédites de la commune de Pinon, Bulletin philologique et historique de comite des travaux historiques et scientifiques, Paris, 1947, pp.72-74. を参照.
- (29) <.....Villis in Potestate Lorriaci constitutis, liberaliter concessisse...> Ord., t.X, p.50.
- (30) 〈Eorum nullus corvatam Nobis faciat, nisi semel in anno ad annonam terragii supradictarum villarum adducendam Lorriacum〉 *Ord.*, t.X, p.51.
- (31) Chalou, Ord., t.VIII, pp.34-35; Bois-commun, Ord., t.IV, pp.73-77; Voisines, Ord., t.VII, p.455.
- 32) <Ego Ludovicus...ad utilitatem et incrementum terre nostre pio utimur temperamento, ubicumque indebitas abolemus exactiones et pravarum asperitatum consuetudinem mitigamus. Notum itaque facimus...quod villam nostram quam Seneliacum vocant, que aggravatione servientum nostororum aliormque quormdam hominum pene ad nichilum redacta fuerat, herbergiamus ad consuetudines castri nostri Lorriaci. > Ord., t.VIII. p.520.
- (3) 通例パリアージュは次の二つの局面において現れると理解されている。まず第一に、新しい集落の開発を目指す領主層が、近隣領主層との共同開発を志すような状況に際してパリアージュは行われる。彼らは、「新村建設開発文書」(charte de fondation de ville neuve) などを合名で発給して新村の共同領主権者になるともに、その条項中において諸権利を折半することを規定している。ヴリーストは、この場合新規開墾に際して土地を提供する側に立つのは、専ら教会領主であると指摘し(L.Verriest、Institutions medievales, Mons et Frameries, Paris, 1946, pp.195-201)、またルカイエは、もう一方の当事者となるのは主として国王であったとし、保護を与えることを条件に、直接支配下にない所領の諸権利を、折半して獲得し、国王が自らの支配領域の拡大に利用する制度であると考えた。(A. Luchaire, Histoire institutions monarchiques de la France sous les premiers capétiens (987-1180)、Paris, 1883, pp.130-33、第二に、

パリアージュはアヴエ (avoué)による全面的な権利侵害を退けるために行われる。自らの所領の保護に十分な軍事的能力を有しない教会・修道院などは、世俗領主をアヴエ職に就け、教会領主領の保護、徴税の任にあたらせた。しかし世俗領主は、次第にこの職の世襲化、集中化を通じて、自らの領域支配の強化を意図するようになり、本来の領主である教会の持つ領主制的権利を侵害するようになった。そこで教会領主は、アヴエの職の設定されている村落に関し、世俗領主との間にパリアージュを取り結び、諸権利によってもたらされる収益を折半するという妥協を示したのである。本稿において現れるパリアージュは主として第一の局面においてであるが、以下本論で確認されるように、当事者は国王一教会に限定されるわけではなく、国王一世俗領主、諸侯一教会領主など様々な結びつきが見られる。

- (34) Ord., t. XI, p.268.
- (3) 〈..ab omni tolta et tallia liberos esse concedimus(1): Concedimus eciam ut neque in exercitum neque in equitacionem eant, quin eadem die ad domos suas reverti valeant(2); et quod nec nos nec successores nostri Reges Francie, prefactam Villam à manu Regia poterimus alienare(3). Forifacta sexaginta solidorum quinque solidis emendabuntur, et foriffacta quinque solidorum, duodecim denariis.(4)〉 Ord., t.IV, p.129. このうち, (3)の規定は「ロリスの特許状」にはなく、また他の慣習法文書にも見られないオリジナル規定である。
- (36) 森山,前掲論文,133頁.
- (37) M. pacout, Louis VII et son royaume, 1975, pp.149-150.
- (38) Sancoins, M. Prou, op.cit., pièces justificatives, nºXIV; Pont sur Yonne, M.Prou, op.cit., p.280.
- (39) 例えば, Aubigny <...item carta hominum Aibigniaci, per quam hominibus Albigniaci conceduntur usus et consuetudines Lorriaci; item, visis diligenter cartis hominum de Castro-Nantonis qui sunt ad usus hominum Lorriaci...> Ord., t. I, p.887. またその他については、Arconville, Ord., t. II, p.186; Chalou, Monlineux, M. Prou, ob.cit., p.282
- (40) <Noverint universi presentes pariter et futuri quoniam universis apud Nonetam habitantibus et habitaturis concedimus easdem consuetudines habendas et observandas quas habent et observant homines nostri de Lorriaco. M. Prou. op.cit., pièces justificatives, nº XII.
- (41) 「(ロリスの特許状において規定された) エタンプへの通行税免除から、ノネットの住民は一体いかなる 特権を引き出せたというのか?」P. Charbornier, Les chartes de franchises d'Auverne. Des franshises en terre seigneuriale, La Charte, pp.251-265.
- (似) バール及びグランプレの両家系間には、半世紀末バール伯領側にある Meaucourt とグランプレ伯領側にある Belval の林間地帯の主導権を巡っての争いが絶えなかったが、実質的にはこうした森林はある程度の幅を持つ境界地帯を形成しており、そこでは両者共通の広い使用権を行使することができた。beaufort はその境界地帯に、12世紀の大開墾運動期バール伯が自らの主導下新村として建設した集落であった。M. Bur, La frontière entre la champagne et la lorraine du milieu du X à la fin du 邓 siècle, Revue du Nord、1968, pp.237-254.
- (4) この特許状が授与された年代は明確ではない。ポンヴァロはバール伯 Henri IIの確認状をもとに1232年 と見なしているが、一方ペランは1243年の Thiébaut IIの確認状の中で、この集落の諸特権が Thiébaut I 治世期(1189-1124)に既に与えられたものであることを記していることを根拠に、最初の授与の年を Thiébaut I 治世期と考えている。Ch-Edomond Perrin, Catalogue des chartes de franchises de la

Lorraine antérieures à 1350, Annuaires de la Société d'histoire et d'archeologie de la Lorraine, 33, 1924, p.298.

- (44) Ibid., pp.301-304.
- (場) 1252年, Jubigny 修道院と共同で授与した Beaumont, Besonvaux, Douaumont や1246年の Neuvilly などの. *Ibid.*, pp.325-334.
- (46) M. Parisse, La Noblesse lorraine (XIe-XIIIe siècle), Nancy, 1975, p.713.
- (47) E. Bonvalot, op.cit., pièces justificatives, nº 43.
- (級) 1270年, Briey 領主 Erard, Pierrepont 領主 Simon らと共同で Duzey に対して授与した特許状, また 1231年, Apremont 領主 Henri と共同で Fleury に対して授与した特許状において, ヴェルダン司教はそれ ぞれ諸賦課全体の2/3を確保している.
- (49) 例えば地代の免除については1239年の Montmedy, 1244 年の Chiny が, また軍役の免除については1251 年の Bellefontaine への特許状がそれぞれ規定している.
- 例 1263年 Signy, Montlibert に対して Vaux les la Ferté 修道院と, 1264年 Verneuil に対して Juvigny 修道院と, 1276年 Vigneulles sous Montmédy に対して juvigny 修道院と, 1294年 Tétaigne 並びに Evilly, Vaux les Mouzon に対して Mouzon 修道院と, それぞれ共同でシニー伯は慣習法文書を授与している。

IV、結びにかえて

我々は、12世紀から13世紀にかけての慣習法文書の分析を通じ、諸侯 ― 領民関係において諸侯が行使する統制権の法的側面を明らかにすることを目的とした。 具体的には、後に広範囲に渡って普及する慣習法文書は、いかなる諸侯 ― 領民関係の中で作成されたのか、そしてかかる慣習法文書を諸侯層が普及させることによって、領民に対する彼らの支配権(圏)はどのように変化したのか、を問題にしてきたといえる。これまでの検討から明らかになったことを要約すれば以下のようになるであろう。

先ず、もともと慣習法文書は、直轄支配圏の再編・拡大を意図する諸侯層による、あるいはそれに対抗する領主層による特定集落への支配権安定化を目的として、当地の慣習法を領主が尊重する旨の誓約に引き続いて、領主 — 領民関係の具体的な在り方を成文化したものであった。その際、当地に対する授与者の支配が住民に受け入れられるためには、住民に特権を与える方向で従来の所領支配に多少の修正を施す必要があったから、領主側は、特に諸賦課の面で他の集落に比して有利な特権を与えている。他方支配権の中核をなす裁判権に関しては、領主は慎重なまでに自らの上級裁判権者としての立場を明記していた。但し、慣習法文書の内容は、授与者の支配圏の安定を意図したものであったと理解する点では共通していながらも、個々の内容を具体的に見れば、当地の状況に規定された極めて多様なものであると言うことが出来る。こうした慣習法文書は多くの有力諸侯層の手を借りて普及していく、諸侯層は、各系列の特許状を授与する場合、出来る限り受領集落の実情に即した内容の改変を行っている。そしてそれは結果として諸侯の支配圏の拡大に結び

つくこともあった.

しかしながら、いかなる諸侯層であっても、特にシャンパーニュ伯の場合には顕著であったが、授与に際して主導性を発揮することは出来ても、また文書内容に自らの領主制的な意図を盛り込むことは出来ても、あくまで当地の慣習法の保護者としての立場を乗り越えて文書を発給すること、即ち慣習法文書の授与を以て諸侯領内に統一的な法構造をつくり出すことは出来なかったのである。もっともそれは諸侯支配圏の法的「汚染」というよりは、むしろ既存の慣習法の広がりを認め、その上に覆い重なる形で複数の諸侯の支配圏が再編・拡大されていったことを示していると考えるべきであろう(図を参照)。ここに我々は、12・13世紀における慣習法文書の授与を通じた諸侯統制権の深化と、その限界を見出すことが出来るだろう。

こうした検討の結果を当初掲げたジェニコの見解と照らし合わせてみれば、我々には新たな課題が浮かんでくる。諸侯領の法的統一が、慣習法文書の授与によっては不十分であったとすれば、諸侯層はこの後いかなる方策を用い・あるいは用いなかったのであろうか。1320年、バール伯 Edouard I はボーモンの法を内容とする特許状を獲得していた伯領内の集落に対して、以後当地の裁判はボーモンの法ではなく、Stenay のそれに従って行われることを宣言した(*) ボーモンの法の影響を退け、伯領の首邑である Stenay を中心とする統一的な法構造を築き上げることを意図した発言といえよう。しかし翌1321年、Auzéville(1243 年にボーモン法系列の特許状を受領:以下同様)や Varennes (1243) では、当地の裁判がボーモンの法に従う旨の確認状が改めて出され、また1329年、Brabant en Argonneに対してボーモンの法を内容とする特許状が新たに授与されている。領民の不安や抵抗によって、諸侯の意図は退けざるを得なかったのではないかと思われる。また慣習法文書の確認は、諸侯領が家系の一員に引き継がれる度、あるいは諸侯領の併合によって国王が当地の支配者として現れる度に行われ、数世紀間続いていく。このことは、今後も慣習法文書が当地の権力関係を規定する役割を果していったことを物語っているのではないだろうか。

今回の検討は限定的なものであり、慣習法文書の意義が諸侯統制権全体の中で正しく位置づけられるためには、今後諸侯 — 領民関係を規定するその他の枠組みについても目を向けることが必要であろう。その意味では、例えば裁判集会の場での領民側による領主権の内容についての判告(ドイツにおいてヴァイステューム(Weistum)の名で知られる)を成文化した文書(rapport de droits)が、慣習法文書とともに普及したことが知られるロレーヌ地方などは興味深いだろう(?) いずれにせよ、我々はこの慣習法文書を通じて、中世フランス王国における諸侯領構造の一側面を見ることが出来るのではないかと思われる。

^{(1) &}lt;come...nous aions ordonei...que toutes les villes de nostre contei de Barqui sunt su droit de

Biaulmont voissent penre droit a Sathenay teil comme ille pourroient avoir a la dite Biaulmont...>, Perrin, op. cit., nº 202.

(2) ロレーヌ地方の慣習法文書に関する研究は、Ch. Ed. Perrin, Chartes de franchises et rapports de droits en Lorraine, Le Moyen Age, 1946, pp.11-42. を始めとして、最近では A. Girardot, La détériotation des libertés de Beaumont : le cas lorrain, des origines à 1350, La charte, pp.149-66 ; H. Collin, Réflexion sur la chartes de franchise en Lorraine (XIIe - XIVe siècles), La charte, pp.167-76。などが ある。

表1-ヴェルバンの法の普及

集落名	授与年	授与者
Vervins	1163/	Raoul I (クーシー領主) / Thomas de
	1223	Coucy (ヴェルバン領主)
Bassoles	1202	Enguerran III (クーシー領主)
Landouzy	1231	「Mathieu (Foigny 修道院長)
•		Thomas de Coucy
LaBeurière	1233	Enguerran III
Juvigny	1235	· "
Selens-Saint-Aubin	1235	"
	1	

(典拠) D. Barthelémy, Les deux ages, p.271, &-

表 2 - ボーモンの法の普及集落*1

項目	Α	В	計		
Comtes de Bar	75	14(8)	88		
Comtes de Chiny	59 * 2	4 (3)	63		
Comtes de Luxembourg	17 * 3	18(11)	33		
Comtes de Champagne	7		7		
Ducs de Lorraine	22	1(1)	23		
Comtes de Rethel	4		4		
Comte de Vaudémont	4		4		
Comte de Granpré	1		1		
Sires de Apremont-Dun	27		27		
その他		19(10) * 4			
計	216	56(33)	272		

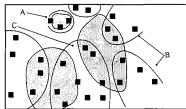
表3-0リスの注の夢及焦落

項目	Α	В	84
Rois	47	3 (3)	51
Comtes de Champagne	8	4(2)	12
Comte de Sancerre	6		6
Sires de Courtenay	9		9
Comte de Auxerre	2		2
Evêque de Sens	-2		2
その他		2(2)	
at-	74	9 (7)	83

(典拠)

- 表2: E. Bonvalot, Le Tiers-Etals, pp. 156-245. を もとに作成
- 表3: M. Prou, Les coutumes, pp. 139-209. をもと に作成
- 項目: A ーポーモンの法あるいはロリスの法を内容とする慣習法文賞を受領した集落のうち、表に挙げた諸 候が領主であり且つ慣習法文明の起準者である集落。共同領主が文職授与に参加しているものもき む、(但し重複を避けるため、共同領主の相手が楽中の部役所である場合にはどちらか一方に含め、 註を付した。)
 - Bー表中の諸侯層と封建関係にある領主層が起草した慣習法文書を受領した集落。あるいは、諸侯層 と授与領主との関係が明確でなくても文徽中で諸侯と授与集落との法的関係についての言及がある もの。() 内は授与領主の人数。
- *1:この表は、世俗領主が普及に関わった集落を中心にしてまとめたものであり、ポーモンの法を内容と する特許状を受領した集落全体を示すものではない。ポーモンの法はヴェルダン司教やリエージュ司 教などによっても普及させられていった。 * 2: Bar 伯と共同で特許状を授与した Ban d' Etalle (1260) 以下7集落,並びに St.pierre-villers (1277),
- Rememcourt (1277) の計10集落を含む。
- * 3 : Bar 伯と共同で特許状を授与した Marville (1193-1212), Arrancy (1193-1212) を含む * 4 : ここには、国王を封主とする領主また、リエージュ司教やヴェルダン司教を封主とする領主の手にな る特許状を獲得した事務が含まれる

図:慣習法文書の普及 (模型図)



-): 主要慣習法文書の普及範囲): 諸侯・有力領主州支配圏
- (principauté térritorial) ■: 諸侯・有力領主層直轄地
- (domain) ○主要慣習法文件の普及範囲と支配圏との関
- ----特定法系列の慣習法文書の普及範囲と所 鋼がほぼ一致する場合 (クーシー領主領など)
- B-特定法系列の慣習法文書の普及範囲が所 領の一部を占める場合
- (パール伯領、リュクサンプール伯領、 ロレーヌ公領など)
- C-特定法系列の慣習法文書の普及範囲が所 領内に複数見られる場合 (シャンパーニュ伯領など)